

兵庫県公報

令和7年12月24日 水曜日 第2号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の搬出制限 (畜産課) 1

告 示

兵庫県告示第1167号の2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を定める規則（昭和39年兵庫県規則第80号）第3条の規定に基づき、次のとおり家畜及び物品の移動を制限することを命ずる。

令和7年12月24日

兵庫県知事 斎藤 元彦

1 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

発生農場から半径10km以内の下記区域

【川西市】東畠野字、笹部字、一庫字、国崎、黒川、横路、大和東5丁目、丸山台（2～3丁目）【猪名川町】上阿古谷、民田、内馬場、伏見台3丁目

(4) 搬出を制限する期間

令和7年12月24日から当分の間